

ビジョンよしだハウスカード

ビジョンカードのご案内



ビジョンよしだ新入場システムと ビジョンカードの機能紹介！

入場システムが無人化になりました！

リニューアルオープンにあたり、新しく【入場ゲートシステム】を導入します。
お客様が選択した施設だけ利用することができ様々な利用者のニーズに
応えることができました！
ゲートにタッチ(非接触型)をして入退館する「タッチ&ゴー」により混雑緩和と、
人と人の接触を減らすことにより感染症予防対策にもなります。
ご不明な点などありましたら、スタッフにいつでもお気軽にお問い合わせください。



ビジョンカードにはその他にもこんな機能が！

定期利用券機能

○3ヶ月・半年・通年の3つの
期間と利用施設を選択して、
期間内であれば利用施設を
使い放題の定期券機能です。

長期間の定期利用券を選ぶと
その分、1日あたりの
利用料金がお安くなります。

定期券

チャージ機能

○カード内に現金をチャージ
することができます！

チャージした金額を券売機で小銭
を用意することなく利用ができ、1
回券、定期利用券の購入ができま
す！



1回券自動決済機能

○1回券の利用料金分をチャージ
金額から自動的に引き落とし、
ゲートの入退場が出来ます。
・券売機で購入する手間が省けま
す。
・ビジョンの利用頻度が低いお客
様や定期利用券を
お持ちでない方でもタッチ&ゴー
で入退場ができます。

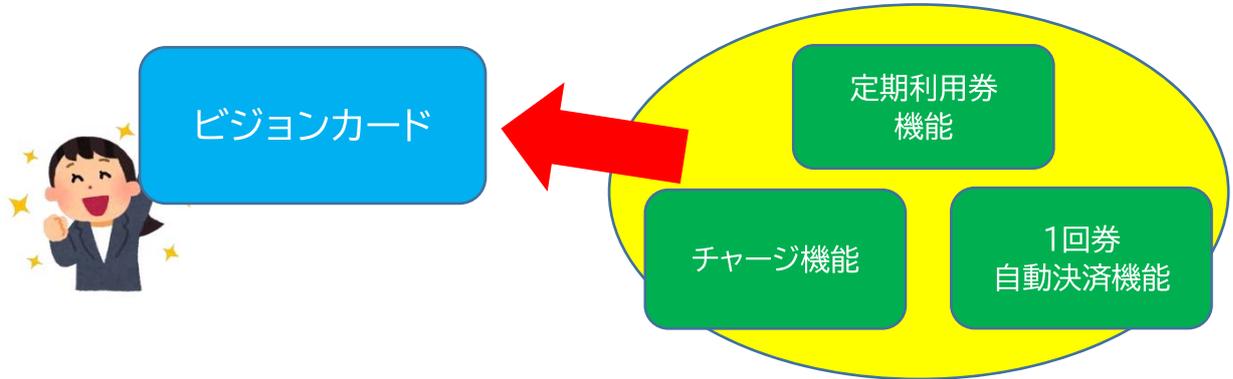


ビジョンカード発行には申込手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。

ビジョンカードについて

◎「ビジョンカード」とは

- ・ビジョンよしだ施設内でのみ利用できる、「定期利用券」「現金電子化管理機能（チャージ機能）」「1回券自動決済機能」を搭載したICカードです。



○申込方法について

- ・申込方法は別紙の「ビジョンよしだ利用に関して」をご確認のうえ【ビジョンよカード申込書】に必要事項を記入し、身分証明書を提示してビジョンよしだ窓口にてお申し込みください。



- ・登録内容に相違があると再発行の際に、データ移行が出来なくなります。
 - ・登録後に転居等で登録内容に変更があった場合は速やかに窓口にて変更手続きをお願いします。
 - ・身分証明書をお持ちでない方は保護者の方の身分証明書をご用意ください。
- ※申込書に記入していただいた登録情報はビジョンよしだ利用に関する事にものみ使用させていただきます。

◎ビジョンカードの利用方法

以下の3種類の機能があります。

- ① 定期利用券
- ② 1回券
- ③ 1回券自動決済



① 定期利用券

- ・利用期間（3ヶ月・半年・通年）を選択
利用施設【全館】 【マシンジム+浴室】 【プール+浴室】 【浴室のみ】を選択
必要金額を入金してください。
 - ・券売機、窓口の両方で購入できます。
 - ・購入をした当日からの利用券となります。
- ※先日付で開始日を指定することはできません。



ビジョンよしだ利用に関して

利用者の皆様が快適にご利用いただくために以下の内容をご確認ください。

○入場に関して

- ・機能別（施設別）の利用料金体系になりました。
- ・入場システムが無人化しましたのでご注意ください。
- ・定期利用券をご利用の方は旧パスポートに代わり、新ビジョンカードが必要になります。
詳しくは「ビジョンよしだ新入場方法について」「ビジョンカードについて」をご参照ください。

○利用に関しての注意事項

- ・小学生未満のお客様は18歳以上の保護者の方の同伴が必要です。
- ・21時以降の、中学生以下のお客様の入場はできません。
※18歳以上の保護者の方同伴であれば入場可
- ・感染症および心臓、循環器系機能の障害等で、医師にスポーツが不相当と判断されているお客様は入場できません。
- ・高額な金銭。物品を施設内に持ち込む行為はご遠慮ください。
- ・施設内備品を紛失または損傷をした場合、これを原状に回復し、その要する費用を全額負担していただきます。

○利用に関しての禁止事項

※本施設内の秩序を乱す行為

- ・他の利用者や施設スタッフ、本施設を誹謗中傷する行為
- ・他の利用者や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、抗争するなどの暴力行為
- ・他の利用者や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
- ・大声、奇声を発する行為や他の利用者もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等威嚇行為または迷惑行為
- ・物を投げる、壊す、叩く等、他の利用者や施設スタッフの恐怖を感じる危険な行為
- ・本施設の器具、備品の損壊や備え付け備品の持ち出し行為
- ・正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為
- ・刃物等危険物の施設内への持ち込む行為
- ・酒気を帯びた方の入場、お酒を持ち込む行為
- ・敷地内及び施設内での喫煙行為
- ・施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為
- ・反社会勢力に定める暴力団等に該当するとき、または、これに準ずる者と認められたとき、また、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資する疑いがあると認められるとき
- ・身体に刺青をいれている方
- ・タトゥーは10cm四方以上を超える方

